

法人指導監査の概要

令和3年2月16日現在

名 称	泰政会		
所 在 地	相模原市中央区中央5-3-18		
実施年月日	令和元年9月12日	実施区分	実地監査
文 書 指 摘 の 内 容			改 善 状 況
改善を要する事項は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・ 定款の備置き（公表）が適正に行われていませんでした。・ 理事への権限の委任が適切に行われていませんでした。・ 経理規程が遵守されていませんでした。・ 計算書類が適正に作成されていませんでした。・ 会計処理が適正に行われていませんでした。・ 附属明細書が適正に作成されていませんでした。			改善済 改善中 改善済 (令和3年2月16日改善確認) 改善済 改善済 改善中

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。

改善状況欄に日付の記載が無いものは、令和2年8月31日における情報です。